広島市告示（安佐南区）第　９９　号

令和　８年１０月１９日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のように廃止しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松井　一實

１　廃止番号　　第　　１７　号

２　廃止年月日　　令和　８年１０月１９日

３　道路の位置　　広島市安佐南区古市三丁目の 1737 番 2 の一部、1737 番 3 の一部、1737 番 6 の一部、1737 番 7 及び 1740 番 2 の一部

４　幅員及び延長　幅員　　４．００メートル
延長　　１４．７３メートル